

第2回高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会議事録

日 時 平成30年10月14日（日）10:00～12:00

場 所 高知県立大学 永国寺キャンパス教育研究棟3階 役員会議室

出席者 高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会

加藤委員長、渡辺委員長代理、逸村委員、岩井委員、川田委員、佐々木委員
三澤委員

事務局

高知県公立大学法人 中澤理事長

高知県立大学 野嶋学長、五百蔵副学長、山田総合情報センター長
清原地域教育研究センター長

岡村事務局長、浅野事務局次長、西岡図書情報部長
渡邊司書

1 開会

(司会)

ただいまより、第2回永国寺図書館蔵書除却検証委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、会議は全て公開で行い、この会議の様子は議事録作成のため録音させていただきます。議事録作成後はデータを廃棄いたしますので、ご了承いただけますようよろしくお願いいたします。

－資料説明（中略）－

それでは、まず初めに高知県立大学学長の野嶋よりご挨拶申し上げます。

(野嶋学長)

皆様方、第2回検証委員会へのご出席、ご多用の中、どうもありがとうございます。

第1回検証委員会におきましても皆様方から非常に貴重なご意見、ご指摘をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。皆様方のご意見をいただきまして、私どもは心を引き締め、背景を分析し、将来に向けて現在準備をしているところでございます。

本大学の除却に関しましては、高知県民の皆様方から多くのご批判をいただいております。本当に私どもは猛省しているところでございます。また、インターネット上でも様々なご意見をいただいております。それらも参考にさせていただきたいと思っております。高知県

議会の危機管理文化厚生委員会の先生方からも県民の怒りを真摯に受け止め、図書館の改革に取り組んでいくようにというご指摘をいただいております。除却に関しましては、私どもは四つのプロセス、すなわち除籍する本をリストから外すプロセス、そして本の再活用の道を探るプロセス、そして最終処分を行うプロセス、さらに資産上の除却を行うプロセスがあろうと思っております。これらのプロセスに関しまして皆様方からの検証をいただき、ご意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は資料3で、当時、すなわち平成27年度の決定に関する状況を報告させていただいております。平成27年というのは、非常に重要なときだったと今は思っております。この平成27年度は前回も紹介させていただきましたが、歴史的にも大きな動きのあった年でございました。私立大学を起源とする高知工科大学との法人統合、そして、この永国寺キャンパスの中心となるこの建物の完成を迎えております。また、同年12月から新図書館の着工が始まり、平成29年の3月に完成しております。

私どもは今回のことを非常に深く受け止め、反省に反省を重ね、改革に取り組んでいきたいと思っておりますので、前回と同様に忌憚のないご意見をいただければ、それを指針として改革に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それではここからの議事進行は、加藤委員長によりよろしくお願いいたします。

2 議事

(加藤委員長)

皆さん、おはようございます。短時間でたくさんの内容を議論しなければいけませんので、なるべくスムーズな進行に努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初の委員会の議事にありますように、議事が二つに分かれております。(1)が前回の検証委員会の概要と、規程改正状況などです。大学側からまずご説明いただき、そして(2)にあります、除却に関する意見・質疑等に入りたいと思います。早速ではございますが、県立大学から資料の説明等をお願いいたします。

(岡村事務局長)

事務局長の岡村です。よろしくお願いいたします。

まず、前回の議事録の確認をさせていただきたいと思います。委員の皆様には、事前に議事録を送付させていただき確認もしていただいたところですが、よろしいでしょうか。よろしければ、第1回の会議でも説明させていただきましたように、この会は全て公開で行うこととしておりますので、議事録についてもそのまま公開をさせていただきたいと考えています。

それでは資料1、蔵書の除却における検証のポイントをご説明いたします。

まず、前回の検証委員会において、皆様から出された意見を項目分けさせていただきました。1ページをお願いします。

一つ目は、除却に関する全体についてで、「県民への説明、提供ができていなかったことを大

学が反省しないといけないというのはそのとおり」、また、「図書館運営に携わってきた者、県民のひとりとして心を痛めている」、「除却は致し方ないという印象」といったご意見をいただきました。

蔵書スペースについては、「ラーニング・コモンズの充実でスペースに限界があり、図書の除却はある程度やむを得ない」、「今後に向けて除却と除却後の処理の仕方をしっかり考えていただきたい」といったご意見、また、除籍の手続については、「妥当」、「フローや規程は他の大学と変わらない」といったご意見をいただきました。

また、前回多くのご指摘を受けたところですが、除籍後の再活用・焼却処分については、「学生が実際に本に触れることで感じられる経験、機会を減らすことになったのは残念」、「細則上も、贈与や売却があるのに大学名があるだけで再活用の選択肢から除外するのはいかがか」、「再活用の点で、もう一工夫したら良かった」、「学内だけの視点でしかできていなかったことが一番の問題」といったご意見をいただきました。

さらに、意思決定については、「学内の議論でせっかくの良い案が消えてしまっているという印象」、規程については、「総合情報センター運営委員会の役割、審議事項に『除却』がない」といったご指摘、「規程の改正時に焼却処分を再考し、新たな規定に則るという議論があっても良かった」というご意見をいただきました。

そして、今後に向けては、「公立大学法人として信頼を回復していくことが必要」、「この問題を教訓として、前向きに次のステップに繋げていただいたら良い」といったご意見をいただいております。

2ページをお願いいたします。前回のご意見を踏まえまして、今回検証していただくポイントをまとめさせていただきました。

まず、除籍については、「そもそも除却は必要だったのか」、「除籍の基準や除籍決定までの手続は適正であったのか」、「除籍した図書の適否」、「除籍の基準に関する根拠規定はどのようなのか」といった点です。

次に、除籍決定後の再活用・焼却処分については、「なぜ他の図書館、県民、学生への譲渡や売却ではなく、焼却になったのか」、「なぜ、他大学の状況などを確認しなかったのか」、「規定・細則の制定時や改正時に、処分方法の再検討は行わなかったのか」、「除却図書の処分に関する根拠規定はどのようなのか」といった点です。

そして、意思決定については、「運営委員会の議論が大学全体に情報共有・認識共有されていたのか」、「学外への譲渡や売却の検討は丁寧に議論されていたのか」、「最終の決定は明確に行われていたのか」といった点です。

なお、このほかにも検証しなければならないポイントがあるかと思っておりますので、ご議論をいただければと考えております。

(山田総合情報センター長)

それでは、3ページをお願いします。資料2は、図書館の管理規程・細則の新旧対照表の変更点でございます。具体的な新旧対照表は、参考資料1に示しておりますのでご覧ください。元に戻っていただきまして3ページの右側が平成24年4月、左側が平成27年4月でございます。

す。規程名、目的、適用範囲、用語の定義等の変更がありまして、除却に関しては、下から2段目の用語の定義で、左側(6)の除却の図書情報システムに登録されたというところが変更になっております。

次に、4ページを見ていただきますと、平成24年と平成27年との変更点について、下から3段目の「除却基準」で、中身は変更がございませんが、条番号が「第13条」に変更になっています。その下、第17条の第4項で、図書の除却情報は、「センターと支払部署が共有するものとする」と変更になっております。一番下、右側が平成27年4月で、左側が平成27年11月ですけれども、規程から細則に変更しております。次のページ、上から数段続きますけれども、規程から細則に変わったということで変更しております。最後のところ、5ページの真ん中になりますけれども、平成29年4月に固定資産上の計上基準が変更になっております。

(岡村事務局長)

それでは、資料4、6ページをお願いします。今回の除却の問題では、学内の取組が不十分だったこと、すなわち他の図書館との連携、全学的な情報・共有の弱さが学外での再活用を取り入れることができなかつた要因の一つでもあります。そのほかにも、平成27年当時、多忙な状況がありまして、学内の規程や組織、会議の運営に課題があったと考えており、これらを整理させていただいています。

まず、1)規程に関してです。平成24年度に旧内規の処分規程を準用することから検討が始まったものですが、この間、規程や細則の制定、改定が4回行われています。こうした規程や細則の改正時に除却についても再検討することが必要であったのではないかと、また、除却に関する具体的な手続等を定めた内規、ガイドラインが存在していないことがどうだったのか、今後の対応として考えていかなければならないと思っております。

2)から4)までは組織についてです。まず、2)総合情報センター運営委員会と教授会・事務局との関係です。運営委員会の委員は、検討事項や決定事項を各学部、研究科の教授会に報告し、またそこでの意見を運営委員会にフィードバックをしています。また、事務局の図書情報部は、取組自体は十分でなかったのですが、運営委員会で検討された課題等を必要に応じ事務局内で共有、協議し、またそこでの意見をフィードバックしておりました。

次のページをお願いします。3)の大学の幹部職員の組織である幹事会。学部長、研究科長等で構成する部局長会議との関係です。前回の検証委員会でも、幹事会への報告を平成28年2月、平成29年2月に行っていたことをご説明しましたが、検討状況については、情報共有が必ずしも十分とはいえなかつたと考えております。このため、平成29年度からは総合情報センターからの定期的な報告を行うこととしていますし、今年度からは図書情報部長が幹事会メンバーに加わり、情報交換・課題や認識の共有化の強化をしております。

4)の総合情報センターと図書部会の役割分担では、同部会が総合情報センター運営委員会の下部組織ですが、それぞれの構成員が同じであるなど役割分担が未分化であり、図書部会の機能が十分に発揮されていないこと、さらに、専門職である司書を図書部会に適切に位置付けられていなかったということで、課題としては運営委員会と図書部会の組織の分化、役割の移譲が必要であると考えております。

最後に、5)の会議の運営です。今回の意思決定に関わる場所ですが、除籍図書の再活用に関しては、譲渡や売却の意見も出され、継続審議であったにも関わらず、その後の運営委員会でその問題を取り上げて議論されていなかったということがあります。このように継続的な審議事項が議論されてなかったことに対しては、委員会としての取組が不十分であったと言わざるを得ないのではないかと考えております。

以上のように、総合情報センターの運営に関しては、規程、組織、意思決定などに課題がありました。このため、前ページに戻っていただきまして、上から二つ目に書いていますように、今後、新たなセンターとして再構築することを目指して、まだ仮称ですが、「総合情報センター改革プロジェクト」を大学としては立ち上げたいと考えております。

次に、資料4をご説明いたします。8ページをお願いします。今回の除却については、図書の除却に伴い、資産の除却や会計上の処理を行っています。そのプロセスについて、今回ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、①で除却する図書が総合情報センター運営委員会にて承認されます。

次に、②で図書情報部において図書の除却と図書管理責任者、これは総合情報センター長ですが、図書管理責任者から資産管理責任者、これは事務局の財務施設部長への固定資産処分決定承認申請書の提出の伺いが起案されます。

③で、その決裁の後、固定資産処分決定承認申請書を財務施設部に提出します。前回、佐々木委員から細則第16条第1項に図書管理責任者は除却図書をすみやかに処分するという点について、指摘のあった「すみやかに」というのは、図書の処分ではなく、この処理をすみやかに行うというものでございます。

そして、④固定資産台帳上の処分登録、固定資産の帳簿価格を資産勘定から控除する除却の会計処理が行われます。

なお、当独立行政法人の会計基準では、図書は個々により使用の実態が大きく異なること、また、比較的少額かつ大量にあることから使用期間中における減価償却は行わないこととし、図書を除却する際にこの費用として認識することとされており、この時点で資産上から処分をされ、会計上から価格控除されております。

その後、⑤で図書情報システムに登録されている該当データを除却図書に更新、ここからは前回の除却プロセスにあったように、⑥で教員に除却リストと引取期間を周知し、⑦で教員が個人的に必要な図書を引き取り、⑧で引き取りが決まった図書には蔵書印の上に「廃棄」印を押し、バーコードラベルを剥がし、引き渡し、そして、⑨引き取られずに残った図書を焼却処分するといったプロセスになっております。

次に、資料5を説明いたします。前回の資料として提出させていただいた全国の公立大学図書館で実施した図書館資料の除却処理調査の調査結果となっております。

3の回答状況に記載していますように前回の集計時は59大学でしたが、9月30日現在で64大学から回答がありましたので、最新のデータに更新をしております。

4の調査結果の概要です。(1)の蔵書数ですが、収蔵能力は1大学当たり約28万5千冊、蔵書数は1大学当たり約24万6千冊。収蔵能力に対する蔵書数の割合は、約86.2%となっております。

(2) の除却冊数では、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に図書館資料を除却した大学は 58 大学で、3 年間の総合計は約 35 万 7 千冊、平均して毎年約 11 万 9 千冊。1 大学当たりでは、約 1,858 冊が除却されているということになります。

(3) の除却後の活用です。次のページの表 1 をご覧ください。64 大学のうち、除却後の図書館資料を譲渡又は売却により再活用している大学は 1 番から 8 番までで、全体の約 64% に当たる 41 大学、再活用していないという回答があった大学は 9 番で全体の約 36%、23 大学になります。また、縦の集計で見ていただくと、学内者に譲渡している大学は 40 大学です。つまり再活用している大学 41 大学のうち、ほとんどが学内で再活用を行っております。さらに、学外者に譲渡している大学は 26 大学。他の図書館に譲渡している大学は 6 大学、古書店等に売却している大学は 5 大学となっております。

なお、学外者への譲渡、他の図書館への譲渡、古書店等への売却のいずれかで再活用を行っている大学は 30 大学、学内者への譲渡のみ実施している大学は本学を含め 11 大学で、多くの大学が積極的に学外での再活用に取り組んでいるということが分かっております。

一方、除却した図書館資料の合計は、約 35 万 7 千冊でしたが、再活用を実施しているという回答があった 41 大学のうち、再活用の冊数の回答があった大学は約 3 分の 1 の 14 大学で、それらの冊数を合計すると約 5 万 4 千冊となり、約 15.2% が再活用されているという結果でした。ただし、残りの 27 大学は冊数不明などの理由で具体的な冊数の回答がなかったため、実際の再活用率はもう少し上かもしれません。

なお、本学は、教育研究室等での再活用について、現在も確認作業を行っており、平成 26 年度も含まれますが、平成 30 年 10 月 4 日の時点で 2,502 冊となっております。まだダンボールに 15 箱以上残っていますので、引き続き確認作業を行っていきたいと思います。

次のページの (4) 除却の最終処分方法では、焼却処分が 19 大学、溶解処分が 21 大学で、そのほかには、「清掃業者が他のごみ・資源と合わせて回収」、「一般ごみと同様の扱い」、「自治体のごみ持ち込み施設において処分」、「無償かつ一括引取りで古書取扱事業者に渡している」といった回答がありました。

最後の (5) の図書館の狭隘化対策では、書庫の増設を行っているという回答がかなりありました。

(山田総合情報センター長)

それでは、資料の 6 をご覧ください。資料の 5 の公立大学の調査について、再活用の状況について、更に詳しくまとめたものでございます。

2 の学内での活用は「学内の他の教室への移管」のほか、無償譲渡については本学と同様の「全教員に除却リストをメールで配信して無償譲渡」、「雑誌の無償譲渡」等、有償については「1 冊 100 円当たりで譲渡」ということでございました。

3 の学外での活用ですが、無償譲渡については「利用者に対して希望があったら譲渡」、「リサイクルのコーナー」、「図書館の入口に並べる」、「学祭バザー等で無償譲渡」ということでございました。有償については、「1 冊当たり図書は 100 円から 300 円、雑誌は 10 円で売却」、「リサイクル市を利用」ということでございました。

13 ページの4の他図書館への譲渡については、「学内外の譲渡後に他の図書館に譲渡」ということで、公立の図書館等に譲渡しておりました。5の売却については古本業者、あるいは古本募金として売却しており、6の古紙回収、7の除籍後の処分については、先ほどの資料と同様でございました。

次に14ページ、資料の7をご覧ください。「図書購入に関する収集/購入ポリシー」でございます。

まず、本学の研究・教育及び学生の人格形成と教養を高めること、生活、文化を発展させ豊かにすることに資する資料を、長期的展望に立って収集するというようにしております。

1の専門図書については、4学部ありますので、各学部では以下の方針に基づき図書資料を収集しております。1)健康栄養学部でございますが、非常に広い分野にまたがる様々な専門書が必要で、各々専門分野の教員が個々の分野にとって必要不可欠な専門書を精査し購入します。2)文化学部です。学生の推薦図書購入にかかる予算については、学部の教育方針に従い組織的に整備を図るために学部で一括して扱うこととする。図書部会員を含む学部運営会議において購入方針を協議し教授会に諮る仕組みを導入しています。ここで、推薦図書について少しご説明します。16ページに「注」がございますが、推薦図書制度は本学の学生の教育・研究のために、教員が必要と考える図書を推薦し、各図書館に所蔵するものである。推薦図書は、原則年度初めに各教員（非常勤講師も含む）に推薦を依頼し、残予算がある場合には後期にも実施する。また、新任教員に対しては、赴任した時点で推薦図書を求め、学生の教育・研究の環境の整備を整えているものです。

14ページに戻っていただいて、3)看護学部では、看護の必要な専門図書について、資料に記載のとおり購入をしております。4)社会福祉学部についても、資料に記載された方針の下、購入しております。

その下、2の一般教養図書、3の参考図書、次のページの4の逐次刊行物、5のその他についても、記載された方針に則って購入をしております。

(岡村事務局長)

参考資料についても、少しだけご説明します。

参考資料の最初に規程の新旧対照表がございますが、例えば20ページの旧の第13条、新しい第15条、ここは除却の基準になっています。その次が、図書の除却処理です。規程の改正がありました。この除却の基準、それから図書の除却処理で、処分の方法の廃棄、贈与、売却といったところは、改正されていません。25ページの次の改正でも、第15条（除却の基準）と第16条（図書の除却処理）は改正されていません。30ページの最後の改正でも、この第15条、第16条は改正されてないということで、細則、規程の改定は何回かありましたが、除却の基準や図書の除却処理については改正されていなかったということになります。

32ページからは、公立大学の図書館の調査で、除却に関する規程をいただきましたが、除却の基準や処分について、比較的細かく規定した大学の例を参考として付けております。例えば、資料の②-1、都留文科大学の図書館の管理細則ですが、この管理細則の下に37ページからの除籍及び処分に関する要領が定められています。

40 ページからは、秋田公立美術大学の附属図書館の図書館資料除却実施要領です。こちらは、例えば 42 ページ以降で現物の処分については、第 9 条で売払い。第 10 条で交換。第 11 条で無償譲渡。最後に廃棄と細かく規定している例です。

次の 45 ページからは、最初に説明した公立大学の調査の結果になっております。

最後に、10 月 5 日に高知県議会危機管理文化厚生委員会がございました。そちらに参考人として出席してはりましたが、そのときのご報告をいたします。

新聞等でも報道されましたので、一部、新聞のコピーを付けさせていただいております。そちらには、例えば焼却について準用していた内規では、除却図書は移管、希望者への譲渡となっており、焼却はただし書で、個人又は団体のプライバシーを侵害するおそれのあるものとなっており、大学名や教員名が記されていることが、このプライバシーを侵害するおそれに当たるのかといったご意見がありました。また、現行の細則でも、廃棄、贈与、売却のいずれかとされており、当時の内規や現在の細則に基づく場合でも、焼却の前に移管や譲渡は優先されるべきでなかったのかというご指摘や、勝手に売却することは不適切だったということであるが、勝手に焼却することはいいのかといったご指摘をいただきました。さらに、除籍について除却の基準に現在大学で研究されていない分野の図書という項目があるが、そのような本でも学生や県民にとっては必要な図書があったのではないかとご意見や、郷土資料など貴重な本もあったと報道され、県内の所蔵状況も、現在、調査しているということだが、除籍当時、県内の所蔵の状況などを調査していたのかといったご質問もありました。

また、再活用については、なぜ他大学の状況を当時、調査しなかったのか。組織のことについては、組織風土に問題があったのではないかと。県民の怒りは大きい、県民の財産で価値のあるものを自分たちだけで議論し、大きな損失を出した。責任の所在を明らかにするべきだといったご指摘もありました。

さらに、今後に向けて反省をした上で、なお反省し、歴史ある高知県立大学で、どうしてこういうことが起きたのか追求して検証してほしい。また、不適切な認識で終わっては駄目で、県民の怒りをしっかりと受け止め、今後、全国に対しても高いレベルの大学に変わっていくことを広めてもらいたいという意見や、図書館を大事にすることは、そこに納められている 1 冊の図書を大事にすることであり、大学関係者の重要な使命であると。県立大学の品位を高めるため、図書館のありようを根本から議論し、今後の対応を図ってもらいたいといった意見など、除籍から焼却までの一連の手續、組織の問題、責任問題、さらに大学図書館の使命や在り方、県立大学の品位についてなど、幅広く厳しいご意見、ご批判をいただいております。

大学側からの説明は、以上になります。

(中澤理事長)

すみません、少し補足の説明をさせていただきたいと思っております。2 ページですけれども、検証のポイントの「①除籍について」でございます。

その最初の「そもそも除却（除籍）は必要だったのか」という項目でございます。この項目は、検証委員会の委員の皆様にとりましては余り議論の必要がないのかもしれませんが、今回のこの図書の処分の件は、県民的な議論になっております。その中で、これまでの報道に

対する県民の皆さんの反応を見ても、図書館といえば、県立図書館などの公共図書館の図書資料の収集、保存、貸出しなどの伝統的な役割のイメージが非常に強くて、除籍のイメージを余り持たれていない方もいらっしゃるように感じましたので、あえてここできちんとしたほうがいいのかということで、お願いしているものでございます。

それから、もう一点は、「除籍した図書は本当に適切だったのか」という点でございます。これは、図書館には県立図書館、市町村立図書館、大学図書館、小・中・高校の図書館など、いろんな図書館がございます。それぞれに果たすべき役割が違いますので、収集する図書に関しても、また、除籍の基準の考え方にも当然違いがあると考えております。また、図書館の周りの環境ですとか、あるいはデジタル化などの状況の変化によっても、違いが起こってくるのではないかと考えています。したがって、このことの整理をお願いしたいと考えているところでございます。と、申しますのは、今回の図書の処分に関し、大学としましては、除籍した図書の再活用の取組が不十分であって、そのために多くの図書を焼却、廃棄したこと、これを深く反省しているところでございますが、除籍の手続と除籍した図書には、問題がないのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、県民の皆様への受け止め方には、再活用せずに焼却、廃棄したことだけを問題視しているのか、あるいは除却した図書そのものも問題視しているのか、いろいろな意見があり、判然としていないように思われます。

新聞報道では、個別の図書の名を出した上で、せめて再活用の道を探るべきであったとの論調であったと思いますが、除籍した図書そのものの適否の主張というのは、新聞を読んでもはっきりとは読み取ることができませんでした。ただ、県民の皆様のご意見の中には、除籍図書そのものを問題視している意見もあっております。そうした意見の中には、重複図書ということの意味が正確に伝わっていないがために、「万葉集古義」のように、版違いを残しているのに残していないと誤解をし、除籍した図書そのものを問題視している事例もあると思われます。大学図書館では、重複図書とは同じ出版社の同じ版のものが複数ある場合を重複と整理しておりますが、一般的には、それだけしかない単品ということではなく、版違いの図書がある場合もございます。「万葉集古義」は正にこれに当たりますが、このことが正しく伝わらずに、8月17日と8月22日の新聞には複本がない単品であるように報道されました。

当委員会には、前回、重複していない図書で版違いがある場合は、どれかを残したと説明し、提出資料の中に、「万葉集古義」は永国寺図書館に版違いが残っているとの説明書きをしてございます。しかしその後におきまして、また大学図書館には残していないと誤解して憤慨された方が閑人調というコラムに掲載をされ、それを見てまた誤解した読者が新聞社に電話し、その内容が読者テレホンに載るといった誤解の連鎖、拡散も起きているように思います。また、先日の県議会の審議では、大学規程の中に除籍できる要件の中に必要がないと認めるものとの文言があり、この文言が大切な図書の除籍を促したのではないかと、一般の方にも開放しているので除籍は慎重であるべきではないかといった、除籍そのものに対する疑義も出されました。

ただ、私は大学図書館の近隣に図書館がないなど、地域の読書環境を補完するという意味ではそのような配慮も必要であると思いますが、永国寺図書館の目と鼻の先にはオーテピア図書館ができましたので、今後はそのような配慮が必要はないと考えています。あるものを地域の

方々に開放するスタンスが良いと思っております。むしろ限られた面積を有効に活用するためにも、オーテピア図書館の機能や、デジタル化された図書資料を活用するなどして、図書館同士の機能分担と、連携によりまして、全体として図書館活動を活性化していくべきだと考えております。したがって、永国寺図書館においては、大学が教育・研究に必要がない、あるいは必要性が低いと判断するものは、もちろん再活用の道は探らなくてはなりませんけれども、除籍して問題はないと考えています。

つまり、図書館の種類や周りの環境、あるいはデジタル化などの状況変化によりまして、除籍の基準に違いが生じるか否か、ここら辺りを誤解が生じないようにきちんと整理しておく必要があります。その上で、除籍した図書は本当に適切であったのかも検証をお願いしたいと考えております。

(加藤委員長)

ありがとうございました。私も少し報道記事を読みまして、どうも県議会の委員会の席での議論は、やや立っているところが違うところで話が進んでいて、なかなかお互いの真意が伝わっていないのかなという感想は持ちました。ただいまの理事長からの補足説明も含みまして、これから委員の皆様いろいろなご議論いただきたいと思えます。

議論のポイントは、資料に整理されておりますけれども、特に除却までに、除籍、除却と言葉遣いの定義がございますけれども、除籍に至るまでの手続と選書内容、それ以後の活用という点に関して、まずはご意見をいただきたいと思えます。

逸村先生はご専門でございますので、いわゆる図書館業務の在り方と申しますか、それから図書館のいわゆるミッションでしょうか、そういう観点からもご意見を伺いたいと思えます。よろしくお願いたします。

(逸村委員)

今の委員長の問題の提起ですが、その前に確認をさせていただきたいのです。3ページの資料2で、図書管理規程・細則が変更になったという説明がありますが、規程と細則とは、普通の規程があつて細則がある、間に準則、実施要領等がありますが、ここではどのような扱いになっておりますでしょうか。

(岡村事務局長)

平成26年までは、高知県公立大学法人は1法人1大学で、高知県立大学だけが高知県公立大学法人の設置している大学でしたので、規程としていました。平成27年に法人統合したときに会計規程と固定資産管理規程の下にあるので、細則と見直しました。

(中澤理事長)

それぞれの大学で、規程があつて、その体系がありました。法人統合すると、両大学で規程の定め方が違っていたので、整合性を図るために規程と細則を整理していったということでございます。

(逸村委員)

結論的に言うと、先ほどの会計管理と固定資産の規程があって、その下に細則としての説明があったという理解でよろしいですか。

もう一つご説明がありました。資料7の図書購入に関する収集/購入ポリシーは、位置付け的にはどのようになっているのでしょうか。

(山田総合情報センター長)

位置付けとしては、先ほど出てきました規程とか細則のレベルではなく、総合情報センターの中で運営していくというものです。

(逸村委員)

分かりました。その上での話になるのですが、今回お調べになったところを見させていただいても、あるいは専門の立場として、他大学の例も今回いろいろ調べてみましたが、手続的にはよくあるパターンであることは間違いがないと思います。私の大学の関係者にも聞いてみましたが、若干の揺れはあるにしても、やっていることは普通の手続だと思います。もちろんその際の話の流れの持っていく方とか、教員との関係で持っていくとか、あるいはそれを最終的にどう再活用、古本業者に持ち込むということも多少の揺れはあるにしても、大枠としてはこのようなものと思っています。

むしろ、前回は申し上げましたが、今後、捨てる本が多くならないように資料費を絞るとか、そういう話にならないようにと思います。また、逆に申しますと、前回、図書館を見せていただきましたが、やはり常に図書館においては蔵書のリニューアルというか、チェックは必要なことであって、仕事量との関係もあって除却、除籍というのは、手間の割に実りが小さいという意識も分かりますが、そこら辺をシステムチックに行うことが重要と考えております。

(加藤委員長)

すみません。もう一点、逸村先生にお聞きしたいのは、除却すべき本、これも選書になるのでしょうか、に関しては、どんなご感想をお持ちでしょうか。

(逸村委員)

基本的には、選書ですね。新たに本を選ぶことも除却することも、表裏一体というふうを考えております。かつて日本の図書館界でも、あるいは海外においても、選書、あるいはブックセレクションという言葉が使われていましたが、このところ二、三十年は、コレクション・デベロップメント、あるいはコレクション・マネジメントという言葉に変わってきています。つまり、特に学生向けの資料においては、ある意味古い資料で意味がないもの、もちろん人文系とか社会科学系とかではともかく、社会科学の経済でもそうです。あるいはSM系、自然科学、工学、医学系では、古いものはかえって学生の学習によるしくないという考え方があります。コレクション・デベロップメントあるいはコレクション・マネジメントという判断で、コレクション全体を見ていくということです。

さらに、今日も何回か話に出ておりますが、昨今ですと、電子資料あるいは電子書籍、電子ジャーナルというものが普及してきましたから、それらも含めてコレクションとして考えてどうバランスをとるかということが、ある意味非常に重大で深刻な話になっているので、ぜひこれを機会に取り組んでいただければと考えます。

(加藤委員長)

大学側からは何かコメントがございますか。今後の総合情報センターの運営に関わるご指摘もいただきましたけれども、一言あればお願いいたします。

(野嶋学長)

ご助言、どうもありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(加藤委員長)

それでは、岩井委員、お願いいたします。

(岩井委員)

はい。岩井です。よろしくお願いいたします。

前回、時間がなくて申し上げられなかったことも含めて申し上げたいと思います。自分なりに考えてみて、今回の背景、これほどの問題点として挙がってきたのは、焼却という言葉のインパクトが非常に大きかったと思っています。焚書を連想させますね。

多くの方々のご指摘なさっているように、再活用というのもポイントですし、新聞のシリーズでは生真面目さということをおっしゃっていましたが、背景を考えるとやはり学内視点のみで、悪くいうと、ゆがんだ生真面目さが学内に蔓延していたのではないかと思っています。ただ、ここで責任が誰とかいっても余り意味がないと思いますし、先だっけの県議会危機管理文化厚生委員会ではかなり厳しいご指摘があったようですが、今回についていうと、誰もルールを破っていませんし、うそもついていない、都合良く記憶が無くなったり、よみがえったりということもないですし、この点についていうと、堂々としていいと思います。胸を張っていいと思いますが、ただ、結果についてはやはり疑義もありますので、慎重に検証していく必要があると思っています。

不可解と思うところが幾つかあって、何点か申し上げます。除却に至った経緯が短期間で除却をせざるを得なかったという状況ですが、考えてみますと、余り短期間ではなかったと思います。新聞を拝見すると、永国寺キャンパスの整備方針が表明されたのは平成 23 年だったので、図書館の整備方針が決まって着工して開館までの年数を見ると、そんなに時間がなかった、切迫したものではなかったと思います。大学側の主張では、フローを決める時間が非常に長かったということですが、最初から結論ありきという印象も受けています。よく公立図書館でいうと、時限的な財源があって、例えば合併特例債であったり、防災関連の交付金であったりというところで、早急に図書館を作るところもあるのですが、県立大学の場合ではそれも当たり

ませんし、非常に整備方針から図書館の着工、完成まで時間があつたので、この短期間というのが少し不可解でした。

これが1点目と、あと2点目、平成27年4月に法人統合して工科大学が加わりました。やはり工科大学への移管が選択肢としてほぼなかったというのが不可解です。実際、蔵書検索のシステムを拝見すると、永国寺キャンパスも池キャンパスも工科大学のキャンパスも全部検索の結果が出てきますし、丁寧に背ラベルまで画像で出てきたりとか、今はコンピューター目録が主流ですから、県立大学から工科大学に行ったところで、管理上難しくなるということはほぼないと思いますので、やはり狭い視点で考えられていたのかなと思っています。実際、渡辺委員のいる新図書館オーテピアは合築とはなっていますが、実際、県と高知市のほぼ一体型の図書館ですから、一つの書架にそれぞれの図書がある訳です。何ら問題ないと思いますので、工科大学移管への選択肢がなかったというのが非常に不可解だと思っています。

それと、やはり定期的に除籍をしていなかったことも大きかったと思います。昨今、高等教育も非常に動きがあつて、例えば大学入試制度改革や、アクティブ・ラーニングもそうです。これは公立小中学校や高校もそうだと思います。何を言いたいかという、大学は非常に業務が多くなってきており、当然、大学図書館の業務も多くなってきています。司書の頭数が決定的に少ないのかなと思いました。除籍できてない背景がそういうところにもあるのではないかと。新図書館になって約4倍に利用が伸びたということで、ただそれほど体制上は変わってないと思います。正規司書が一人いて、後は非正規ですが、この人数ではしんどいかなと思いました。それらが相まって定期的に除籍するという慣習、業務につながっていなかったという印象です。あと実務的なことをいうと、例えば除籍と除却とか、除籍と廃棄という言葉が混同しているところは今後直していく必要があると思いますし、本当に「隗より始めよ」で、規程類も今回変えられるものは大きく変えたらいいと思います。

(山田総合情報センター長)

いろいろとご指摘をいただきまして、ありがとうございます。前回は反省したところでございますけれども、ご指摘のとおり今後も検討していきたいと思っています。

(加藤委員長)

もう少し突っ込んだ、つまり新図書館設置に関する、例えば日程と現状の関係、それから工科大のスペースの利用等に関して、もう少し具体的かつ詳しくご説明いただきたいというのが、岩井委員のご意見だったと思いますけれども。

(岩井委員)

説明というよりは、その点がなかったのが原因、一つの背景なのではないかということで、特に答えは要らないのですが、大事なところを申し上げるのを忘れていました。

そもそも除却する必要があつたかどうかというところです。結論から言うと、絶対あつたと思います、それは。公立図書館もそうですし、大学図書館もそうです。冊数についても数だけでいうと、そう問題なかったと思いますし、重複していなかった図書についても、コンピュー

ターに関する基本的な図書であったり、入門書であったり、工科大学に情報システムや工学系の学部があるということを差し引いても、除籍した図書については概ね問題がなかったとは思いますが、ただ重複していた図書でも非常に貴重なものもありますし、例えば「国史大辞典」は私の地元図書館に途中までありますが、譲渡しますよとなれば、絶対手を挙げたと思います。その点、幾つか問題があった点となかった点とがあります。あと、蔵書収蔵率でいうと、やはり公立図書館でもオーテピアのようにできたばかりの所もあれば、もう20年、30年たって成熟した図書館では判断基準は違いますし、県立図書館なのか、市町村立図書館なのか、大学図書館なのか、学校図書館なのかによってもそれらの判断基準は当然変わってきます。

(加藤委員長)

それでは、川田委員。一番図書館を利用される学生という立場から意見をよろしくお願いたします。

(川田委員)

この検証のポイントの「そもそも除却が必要だったのか」というところですが、自分も除却は絶対必要だというのをすごく感じています、先ほど何度か話に出ていたように、一気に大量に除却をしなければならぬ状況になったのが、そもそもこういう問題になった一つのポイントと思っています。自分の経験上は、新しい図書が入ってくるのに古い図書を選定して、どんどん新しくしていかなければならない仕事を後回しにしていたこともあったので、やはり定期的にシステム化を図っていくことがこれからは絶対に必要だと思います。

また、除籍した図書の本のリストを見ましたが、やはりコンピューター入門書は今あっても学生が見るものでもないですし、そういうものが結構あったので、そのことについては妥当なところかなというところでありました。冊数だけ見れば、すごくインパクトのある数で、内容を余り見ていない人、県民の皆様であったら、「あれ、おかしいな」と感じるころですけれども、自分はこの会に出てリストを拝見する限り、余り問題がなかったと思います。でも、中には本当に貴重なものもあったというのは、報道等で耳にしておりましたので、そこについては反省しなければいけないと思います。

(加藤委員長)

よろしいでしょうか。何か大学側からコメントがあれば伺いますけど。よろしいですか。はい。それでは、佐々木委員、お願いたします。

(佐々木委員)

前回の内容に関するのですが、1点目には廃棄候補リストを教員の方々に回される時にどういう項目を掲げたかというご質問が岩井委員からあったと思うのですが、その中になかったものとして、例えば購入価額であるとか、寄贈であった場合、寄贈者名であるとかが入っておれば、また判断が変わってきたのではないかと思います。

2点目です。郷土資料あるいは郷土ゆかりの資料ということですが、前回いただきました参

考資料の⑧-2の36ページから書かれている焼却された図書への個別のコメントが非常に限定的に捉えていらっしゃるのではないかと思います。例を挙げますと、「大隈侯八十五年史」ですけれども、この中には海運事業を起こした岩崎弥太郎のそのときの様子とか、小野梓は、初めて会ったときの様子とか、板垣退助のこととか、その他土佐のいろいろな著名人の名前も出てきます。それから、例えば「石川啄木と『大逆事件』」ですか、これも啄木のお父さんが亡くなったのが高知県であったということで、JRの高知駅前に碑もある訳なんですけど、幸徳秋水の関係であるとかを考えると、非常に限定的に捉えていらっしゃるのではないかという印象を持ちました。

3点目です。前回、高知女子大学の除籍の内規等について私の質問にお答えいただいたのですが、この中のプライバシーに関しては、第5条に焼却の対象になるものとして「個人又は団体のプライバシーを侵害するおそれのあるもの」と確かに書かれていますが、そもそも図書には配架の段階で大学名が書かれるのが一般的だと思います。そういったことを踏まえた上で、この内規に「除籍を決定した図書は移管、希望者への譲渡等により処理する」と書かれている訳ですから、論理的に考え方の矛盾があると考えました。この第5条第1項にありますプライバシーですが、これは「寄贈者や団体の名前を書いていることが何らかのプライバシーを侵害するおそれがあるのではないか」と捉えるのが妥当ではないかと思います。

4点目です。同条第2項の「図書館長が特に指示するもの」という記載ですが、これは焼却の対象として非常に限定的に規定されているものであって、今回のように貴重な図書を大量に焼却するようなことに適用するのは妥当ではないと思います。つまり、「図書館長が特に指示するもの」とは、例えば、利用者が伝染病と分かった場合であるとか、その本が出版されたときには法律上問題がなかったけれども、その後、法律の規制によってその著書に書かれていることが禁じられ、それを売却、あるいは譲与したときに危険を伴ったり、悪い影響があったりするおそれがあるものに限定していると思いました。

5点目です。この内規の第3条には「除籍図書の決定」ということで、除籍までは図書館長に決定権がある訳ですが、焼却に関しては、図書館長に権限が与えられていないのではないかと思います。これば総合情報センター規程の中に「除籍」が含まれていなかったということと符合します。センター規程の中にも「除籍」の規定はない訳であって、その後に管理細則ができるまでの間も、焼却が行われていた訳ですけれども、権限がセンター長に付与されていないとすれば、違反の状態といえるのではないかと思います。それから、現在の細則につきましては、いろいろ内容的に意見がありますけれども、後ほどにさせていただきたいと思います。

6点目です。現在のこの管理細則第16条の「すみやかに処分する」という箇所ですが、これは、情報を経理と共有するためという観点で、細則第17条第3項に「図書資産台帳の金額と、財務諸表の図書資産の金額とは常に一致させるものとする」という関係ですみやかに、除籍したことを伝えないといけないということであって、このように、「処分」を速やかにということであるとすれば、贈与とか売却を検討する時間がなくなってしまう訳です。ですから、「すみやかに処分する」ということは、事実上、廃棄しかなくなる縛りを作ってしまうことではなかったかと考えます。

(加藤委員長)

前回の話の内容で、細則の下に当たります内規の規定をベースにし、それと選書の基準を合わせて、それから「すみやかに」の解釈の問題もありますが、そうなった場合に管理台帳と実際の物品を合わせるためにあつという間に台帳から外したものを処分せざるを得なかったのではないかと、そこがおかしいというご指摘だったと思いますけれども、その辺りのことを大学側で説明をお願いいたします。

(岡村事務局長)

前回は説明しましたが、あくまでも今の規定は細則ですので、細則で廃棄ということになります。内規をそのまま使っていたという訳ではなく、そのただし書のプライバシーの侵害に当たるものは焼却するという、その廃棄方法がずっと意識としてあったということで、準用という言葉を使いました。正確には準用ではなく、その当時の内規の廃棄の方法として、焼却がずっと意識の中にあつたというようなイメージになろうかと思います。

内規を準用という言い方が違ったのかもしれませんが、ですので、館長に除籍までしか決定がなかったのではないかとすることは、少し違い、内規は準用してなかったということになります。それから、すみやかにの部分ですが、総合情報センターで図書の除却が決定していますので、除却が決定されたら、やはり直ちに資産管理台帳から除却をしないといけませんし、財務上の資産勘定からも控除しないといけないので、それをすみやかにやるということで、あくまでも資料のプロセスの④の登録の処分と会計処理を、すみやかに除却を決定しながら行うという部分ですので、決してすぐに処分してくださいというものではないです。

(加藤委員長)

要するにポイントは、除却その他は、どういう本が実際にあるのかということを確認にデータと実物が合うようにするという作業の部分がかかなりあるだろうと思います。そのときに除却を行って管理簿から外れたものを処理するという考え方と、図書館としてその実物をどう扱うかというところにその「すみやかに」というのがどういう関わりを持つかというご指摘なので、例えば実物の書籍をすみやかに焼却するという方向に行ったという点に関してはいかがなものですかというご指摘かと思えます。少し何かコメントがあればいただきます。

(中澤理事長)

それは分かりやすく直さなければいけない。

(佐々木委員)

そういう気はいたしますね。「すみやかに」は、やはり財務と関係してくるもので、特にその事業年度末が近いときに、固定資産の残高から控除して貸借対照表を作成しますので、除籍の報告が延滞となっていたことで不一致が生じると、その財務諸表に正確な実態が反映されないという問題がありますから、特にそういうタイミングに関しては報告を急がないといけないと思います。

(岡村事務局長)

資料の 35 ページ、都留文科大学の第 19 条第 3 項のように「速やかに経理責任者に報告しなければならない」というような形で書いておけば、もっと分かりやすいかと思いますので、ここについては、今後、大学としても、やはり細則の見直しというところで注意をしていきたいと思っています。

(加藤委員長)

それから、かなり専門的な話でしたけれども、選書の際に除却の対象に選ばれた本の中に郷土に縁の深いものがあつたのではないかということに関しては、非常に難しい問題でして、あらゆる本の内容を把握するというのはなかなか難しいものです。そのことに関して内容の検討の実態を少しご説明いただければ、佐々木委員の疑問にお答えできることになるのではないかと思います。

(山田総合情報センター長)

郷土資料については、前回、その除却のプロセスを説明したところですが、基本的には 090 という図書分類に従って、090 は対象としないという形としています。

それと、もう一つは流れの中で、その分野の専門の教員を含めて、まず除却をスタートするという時点のリストを作っています。そこで選書の目が一つ入っているということと、その後、重複してない図書に関しては全員に見てもらっているということもありますので、そういう意味でのチェックがされていると思っています。

(加藤委員長)

委員、それでよろしいでしょうか。

(佐々木委員)

はい。分かりました。

(加藤委員長)

あと、よろしいですか。

(佐々木委員)

管理細則の第 4 条に用語の定義があり、第 3 項の「受入」の説明として「この細則に基づいてセンターが管理する固定資産として図書情報システムに登録することをいう」と定義付けがされている訳です。そうしたことを念頭に置いていただきながら、第 7 条と第 8 条ですけれども、第 7 条が「図書の登録」、第 8 条が「図書の受入」となっていて、定義からいたしますと、第 7 条と第 8 条は重複しているのではないかと思います。したがって、これは一つにまとめるべきではないか。

次に、第 7 条のただし書ですが、「ただし、取得時における使用予定期間が 1 年未満のもの

は、登録しない」となっていますが、登録しないのはこれだけではなく、第5条第2項の「次の各号に掲げる図書は、前項の規定にかかわらず費用処理するものとして固定資産に計上しない」ということで、少し矛盾が生じているのではないかと。登録しないものは、1年未満であるものと、このただし書にあるものではないかと思います。

それから、細かいことですが、第9条第2項の「受贈された図書」は、「受贈した図書」ではないかと思います。

次に質問です。第13条の「蔵書点検」について、「図書管理者が必要と認めたときは、随時蔵書点検を実施するものとする」とありますが、この「必要と認めたとき」というのは、別に細則があれば別ですけれども、少なくとも年に1回はある程度分類を分けながら、一巡するような形で実施するべきではないかと思います。この点検の実施状況についてお伺いしたいと思います。その結果、亡失した図書がどのくらいあるか、そのような箇所について疑問を持ちました。

(加藤委員長)

こういう規則の読み込みはなかなか難しいものですが、ただいまの佐々木委員のご指摘に少しお答えいただければと思います。最後にありました、実際のいわゆる物品インスペクションといえますか、本の蔵書の点検というのは、例えば具体的な実施状況とかはあると思いますので、その辺りからでもお願いしたいと思います。

(山田総合情報センター長)

細則のご指摘をいただき、ありがとうございます。全体像を見ていかなければいけませんので、ご指摘を踏まえて今後検討をさせていただきたいと思います。

(渡邊司書)

蔵書点検については、池図書館と永国寺図書館とで毎年1回蔵書点検をしております。別に要領がありますので、それに従って蔵書点検をしております。永国寺図書館に関していえば年に1回で、2回目の蔵書点検でも不明になった本を除却するようにしております。少し正確な数字が分かりませんが、20冊から30冊ぐらいが不明図書として出てきております。

(佐々木委員)

管理細則第4条の定義第6項「除却」で、「図書情報システムに登録された図書の処分及びその登録を抹消することをいう」と記されています。これは実際の流れからしても逆ではないか、つまり、抹消したものを処分するという形になるのではないかと思います。

それから、あと1点、除籍を決めた図書というのは、図書館の管理下からは厳密に言えば離れる訳です。離れるけれども、大学あるいは法人の書物であることには変わりない訳ですから、そういった意味で相互牽制的に、処分については、別の部署が行うという考え方も他の大学を見ますとありますので、そこの辺りも少しご検討いただけたらと思います。

(加藤委員長)

資料の 40 ページ、秋田公立美術大学の第 2 条に除却と除籍の定義がございます。除却は原簿から消してしまうことで、除籍がデータベースから消すこととしています。この辺りのことを正確に把握して細則の規定等を考え直すことが誤解を避けるもとではないかと思えます。

それでは、三澤委員お願いいたします。

(三澤委員)

検証のポイントの除籍につきましては、前回もお話しさせていただきましたように、先ほど逸村委員と岩井委員がおっしゃっていたように、このこと自身は致し方ないと思っております。一研究者、教育者としては、やはり抵抗感がない訳ではないですけれども、ただ、今、学術関係の知識や情報は爆発的な状況になりまして、新しい知を大学の中で確保していく中でどうしても物理的な制約等がございますので、コレクション・マネジメントの必要性というのは大学に限らず地域の図書館であるとか、それぞれの目的に応じて、どういうものをそろえるのか、頭を悩まされていると思えます。そのフレームワークの中では、やはり本を選ぶことと、除却というのは表裏一体でやらざるを得ない、それは残念ですが、仕方ないことだと思っております。

その後の活用の仕方につきましては、今回少し課題となったという訳ですが、現時点での除籍、それから、再活用のルールにつきましては、佐々木委員からは少し技術的なことも含めてご指摘ありましたけれども、大筋では他大学とそう変わらないだろうと思っております。

ただ、今後、こういうことは、これからも同じような状況がまだ継続する訳でありまして、その中でそういった除籍とか除籍後の再活用、その制度のシステム化というのはかなり必要だろうと思えます。先ほど、中澤理事長からオーテピアとの役割分担という話もありましたが、一つの考え方として、地域連携のフレームワークの中で、より良い選書の仕方、コレクション・マネジメント、役割分担で考えていくということで、これは場所も近いですし、非常に大学図書館、地域の図書館が連携する中で管理していく学術情報、そのボリュームもそれから質の点も多様化するということで、非常に面白い試みではないかと拝聴した次第です。

それから、もう一つは、システム化の中でその重要性を改めて思いましたが、それと同時に今回の県民の皆様、県議会の先生方からのご指摘がいろいろとあり、それらの中には、どうもしっかりと除却の状況をご理解いただけていないところもあるのかなと感じました。

それで、私も名古屋市立大学という同じ公立大学法人の総合情報センター長として、我々も課題として考えないといけないのだけれども、除籍、除籍後の再活用、そういった制度もそうですし、その実態についてのある種の見える化というのも、やはり必要と思っております。その見える化というのは、学内にとどまらず、学外もということになるのかもしれませんが、そこについては、我々にとってもまだ課題としているところでありまして、何か委員会の中でいい方向性等があれば、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

(加藤委員長)

大学側からいかがでしょうか。コメントがございますか。

(山田総合情報センター長)

制度のシステム化、あるいは、それを見える化していき、学内にとどまらず、学外へもという非常に示唆に富んだご意見をいただき、ありがとうございました。参考とさせていただきます。

(加藤委員長)

渡辺委員、お願いいたします。

(渡辺委員)

2 ページの検証のポイントの「①除籍について」というところで、「そもそも除却が必要だったのか」については、先ほど委員の方々からお話があったように、除却、除籍は、これは必要だということは多分、皆様同じではないかなと思います。

「除籍した図書は本当に適切だったのか」というところですが、私どもは県立図書館ですので、県立図書館というのは資料の保存センターとしての役割があつて、基本的には最低1タイトル、1冊は残していくということが必要ですが、こちらの大学の図書館というところで、先ほどコレクション・マネジメントという話もありましたけど、その違いというのは、きちんと考えていかなくてはいけないという気がします。公共図書館は、県立図書館だけという訳ではないと思いますが、とにかく残していき、他にないとかそういうことではなくて、図書館として1タイトル1冊は残していくというのがあります。例えば、他の大学の規程、37 ページですが、これを見ると、やはり第3条の(3) 不用除籍のイで「時間の経過により、内容の一部が実態と異なる事項が記載されている資料」というのは、不用除籍ということで、除籍をすることができるとなっています。秋田公立美術大学でも、41 ページの第4条の「除却の基準」で、第3号のアを見ると、「年月の経過により利用価値を失い、保存の必要がないと認められた図書」というのは、除却できる図書と規定されていますので、公共図書館と大学図書館とのある程度の違いはきちんと考えた上で、検討していく必要があります。

それから、除籍決定後の再活用、焼却処分についてですが、再活用については、その道を探っていくというのは、これは当然のことだと思いますので、それはぜひ検討していきたいですし、検討の過程で、うちの図書館にも参考にさせていただければと思っております。

(加藤委員長)

大学側からどうですか、ご意見は。

(山田総合情報センター長)

公立図書館と大学図書館の差異ということで、大学側としては、大学図書館はどうあるべきかということ、皆さんのご意見や、他の図書館の情報も収集しながら、きちんと決めていかなければいけないと思いました。どうもありがとうございました。

(加藤委員長)

渡辺館長にお伺いしたいんですけども、理事長は、オーテピアとのある種の連携ということを中心に進めたいというご意見でしたけれども、オーテピア側としては、いかがなものでしょうか。今のところのお考えを少しご披露いただければと思います。

(渡辺委員)

先ほどの話とも重複しますが、役割の違いというところがありますので、そこについては、当然、オーテピアを活用していただいているのは当然ありますし。県立大学のほうとも協定を締結させていただいて、資料は相互貸借できるような形にもなっていますので、その部分については、そういった形でやっていけるものと思います。

(加藤委員長)

よろしくお祈りを申し上げます。

これから、フリートーキングの形でお話を進めたいと思います。残り時間がございませんけれども、今までの議論を参考にして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

逸村先生お願いいたします。

(逸村委員)

オーテピアの渡辺委員のおっしゃられている協定というのはどういうものなんでしょうか。

(渡辺委員)

それはお互いの資料を貸し借りできるという、単純に言えばそういった相互貸借というのですが、細かいところまで特に規定しているものではないですけれども、そういったことができるということで、高知県立大学だけではなく、他の大学、高知大学とも協定を結んでいます。

(逸村委員)

ありがとうございます。そういうものを大いに活用するという話になるかと思います。

(加藤委員長)

ご意見がありましたら承りますけど、いかがでしょうか。

岩井委員お願いいたします。

(岩井委員)

相互貸借の話になって、皆さんお考えのとおりオーテピア高知図書館にあるかどうかで、自分の図書館がそれを受け入れるかどうかというのは、これから数十年間、基準にはなってくると思います。それは、県内市町村立図書館もそうですし、高等学校もそうだと思います。

大学図書館、県立大学ですから、原資は県ですね。そういうことであれば、オーテピアにあるからやめておこうとか、違うものを買おうというのは、当然大きなポイントになってくると

思います。

ただ、中には参考図書もあって、先ほど「国史大辞典」を申し上げましたが、禁帯出、館外に貸出しができない資料、特に貴重なものはなかなか動かさませんから、最低限やはりオーテピアにあるかどうかだけではなく、まず自分の図書館に必要なのかどうかというのはある程度持つ目は必要になろうかと思えます。

(加藤委員長)

大学側にもご意見がおありでしたら、いかがでしょう。

(山田総合情報センター長)

いろいろ皆さんからご意見をいただきまして。特にオーテピアに関しては今年完成されたので、今後連携を強化していきたいと思えます。ご指摘のことも踏まえて我々の選書にも反映していきたいと思えます。ありがとうございました。

(野嶋学長)

ありがとうございます。もちろんそうなのですけれども、私たちの大学として専門教育、教育研究ができるという基本的な基盤を準備するということも大事だと思っておりますので、そこから辺りのバランスというのは今後の課題と思っております。

(逸村委員)

ただいまの岩井委員のご発言はもっともでして、先ほど少しコレクション・デベロップメントあるいはマネジメントという話をいたしました。その基本的な考え方はレベルに分けるんですね。

例えばレベル1は基本的な資料。今お話にあった辞書であるとか、大学の立場からすれば、カリキュラム必須及びその周辺です。レベル2が更にその周辺に。専門でなくてもやはり教養として大学の学生あるいは研究者に必要なものというようにレベル分けをしていって、最後にこの手のものはやっぱり除却するとなります。古くなって実態としても意味がないとか、そういったものをベースにして（もちろんお金の話とスペースの話はつきものではありますが）、というのが基本的な考え方になります。

(加藤委員長)

その辺り、今後の議論になると思えますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、少し私の今の時点の感想等を述べさせていただきます。

この委員会の設置にも関わることですけれども、現状に至った過程自体は、規則に則って誠心誠意努力して、新しい図書館を良くすることを目指してやったと、それはそのとおりであろうと思えます。ただ、結果がこういうことになったということで、何か訳があったらだろうと考えざるを得ません。それで、やはり考えてみますと、規則というものが本来何のためにあったのかということになります。本をどうしたら良いのかということももう少し、規則が優先で

はなく、規則を作った精神みたいなものが問題で、なぜそうなっているのかということをも本来大学として考えておくべきではなかったかという点は残念なところですが。数量的には膨大なものが出ておりますけど、その基になった事柄というのは、それほど複雑なものではないのではないのかというのが私の正直な印象でございます。

実際に、当事者として努力された方々にとっては非常に残念な結果であります。やはり公的なお金を使わせていただいている大学としては、説明責任を果たさざるを得ないと考えております。

もう一つのポイントは、資料7に図書購入に関するポリシーが書いてありますが、これは次回以降の多分話題にはなるかと思えますけれども、このポリシーを例えば三澤先生がおっしゃった「見える化」して、大学のホームページに出したとして、果たしてこれで同意が得られるかとなると私は非常に危惧する次第でございます。どういう枠組みの中で図書館、総合情報センターが大学に位置付けられていて、それは大学全体のポリシーの中でどういうミッションを負っているのか、そういうところから説き起こして、それゆえ実際の選書規定、それから図書の管理規程、それからそれにまつわる様々な活動がそういう規定に基づいた上で十分な見直しをもってなされていると、それが大学の附属図書館の使命であるということを大学としての枠組みの中で示していただければ、今回の最終的な処分もまた違う形になった可能性があるのではないかと考えております。やはり総合情報センターとしての自立性、それから大学における情報を扱う部門としての重要性に鑑みた、それでなおかつ総合情報センター独自のものを出すというのはなかなか難しゅうございますが、ポリシーの見直しをお願いしたい。

例えば、専門図書に関しては学部のポリシーが並べてあるだけで、図書館全体としてはどうされるのか。例えば、ここで述べられているのはセンターが独自の予算で購入する書籍に限った話なのか、教員が研究費等を使って購入する図書も含まれているのか。学生の意見をもっと細かく反映するにはどうするのか、必ず起こる本が量的に増えすぎてしまうということに対するその規定、それから、いわゆる電子化に向けての取り組み等に関しては、かなり不十分であるだろうと思えます。その辺りのことを考えていく、例えば、これは疑問に思ったのですが、ポリシーはいつのものであるのか。附則がございますけれども、どこが変わったのが余り分からない訳です。平成26年からですから、新しい図書館ができる前になっておりますので、その辺りのことも考えていただきたい。

例えば、図書館の年間の資料費ですね、予算はどのくらいありますか。

(山田総合情報センター長)

図書館としての予算は、例えば今年度は通常の教員推薦図書の購入費が387万円、洋書は65万円、学術雑誌が848万円、電子ジャーナル・データベースが956万円で、計2,256万円ですね。それがいわゆる図書館が管理しているものです。

(加藤委員長)

平均で購入冊数は、どのくらいになっていきますか。

(山田総合情報センター長)

前回、逸村先生にも少ないというご指摘をいただきましたが、前回の資料の25ページ、参考資料の3でございます。平成29年度の購入冊数は652冊で、寄贈についても510冊ありまして、計1,162冊となっております。

(加藤委員長)

そうしますと、例えば1,000冊が入ってきて、1,000冊を例えばどうかしないと収まらないというようなことがございます。そういう長期的な見通しも総合情報センターの運営には必要ではないか。そういうものがもっとはっきりとしたポリシーとしてあれば、今回のようなご指摘に関しても、これは大学のポリシーに則ったもので、ご主張は分かりますけれども、大学としての成果であるという方向でのお答えが可能だったのではないかと考えております。これは私の感想でございます。

少し時間がありますので、その他意見をお伺いしておきますが、よろしいでしょうか。

(岩井委員)

加藤委員長からも規則の話がありまして、佐々木委員も実務的なことを踏まえておっしゃっていますが、私も感じるどころが1点あります。先ほども申し上げましたが、規則類の大幅な改訂、改善提案など実務的なことも踏まえて、この会として必要と思っています。

それはなぜかという、例えば図書管理細則は、財産管理上の視点もあれば図書管理上の視点もあります。そこが混同しているということと、あとは購入ポリシーですけれども、自分が担当司書でしたら、これでは抛り所にならないのかなと思います。もう少し具体性、実務性を伴ったポリシー、いわゆる選定基準のようなものが今後は必要になると思います。司書の渡邊さんが今日はいらっしゃいますが、多分、県立大学に来る前からこういったポリシーのようなものは頭にあった上でお仕事なさっているのではないかと考えます。勝手な推察ですが、ですから、担当司書の抛り所に、少しならないのかなと感じたところです。この永国寺新図書館が一つの整備方針として県民の集える所、大学関係者だけではなくて県民も対象としているということであればきちんと購入ポリシー、選定基準を設けて、それを公表して県立大学として、こういう姿勢で選定していきますよといった姿勢も必要になると思います。

それから、除籍、除却の用語の混同。他大学では明記をしていますが、結構、図書館関係者でも除籍と廃棄が混同して間違えるケースがよくあって、これらは我々も含めてもう一度勉強し直すという意味で整理なさってはどうかと、全体的に思います。それから、除籍の基準についても、もう少し具体的なものが欲しいと思っています。

もう一ついいでしょうか。前回、三澤委員がご指摘の除籍までのフローなんですけれども、丁寧というお話でした。私もそうだと思います。全教員に2回回っていますし、図書館の実務担当者だけではなく、多くの大人の目に触れて、それを教授会や幹事会にも報告なさっているということで、この点はむしろ公立図書館とか他大学に比べると丁寧だという印象です。公立図書館は、実は除籍の決裁規程がなかったり、図書館長決裁でよかったりとか。貴重資料だと教育長までいくというケースもありますが、それらに比べると県立大学のフローは非常に丁寧

で多くの方々の目に触れていると思います。

リストの内容を前回申し上げました。佐々木委員も触れていらっしやいました。なぜそれを訊いたかという、なかなか書名や著者名だけでは主題やテーマが把握し切れないところがあって、例えば分類記号などそういった附随する情報は大事なので、全教員に回ったときにそれらがどこまであったのかというのはポイントだと思って質問した次第です。

(加藤委員長)

大学側はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(山田総合情報センター長)

選定基準の話は先ほどから出てきておりますとおり、公立図書館と大学図書館の差異というご指摘もありましたので、我々としては当然のことながら大学図書館としてどうあるべきか、そして法人化はしておりますけれども、県立の大学としてどうあるべきか。そこら辺も考えながら今後検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

(加藤委員長)

よろしいでしょうか。その他の方。はい、どうぞ。

(佐々木委員)

資料の4、8ページの「資産上の除却のプロセス」ですけれども。この中で、「②図書の除却及び固定資産処分決定承認申請書」が図書管理責任者から資産管理責任者に起案して提出されたということですが、この中に処分の方法を「焼却します」ということは書かれていたかどうか。焼却するということが書かれていないままで「処分をします」という申請をされたのかどうか。ということは、このときの判断として、焼却ということを書いておられたかどうかが大事ではないかと思われました。

それと、もう一つ、それぞれの思い、いろいろな理由で寄贈をされる方がいらっしやると思うんですが、この焼却の中で寄贈されたものが何冊あったかということと、この除却のプロセス④で、固定資産の帳簿価額を資産勘定から控除した金額、価額はいくらであったかを教えていただきたいと思っております。今日でなくても結構です。

(岡村事務局長)

まず、固定資産処分決定承認申請書の中の処分方法ですが、「廃棄」、「譲渡」、「売却」、「その他」とあり、いずれかに丸をするというもので、その中には焼却はありません。今回であれば、廃棄に丸が付いてるだけで、その廃棄の方法までは起案には書かれていません。

また、今回除却した図書2万5千冊ぐらいありますが、その寄贈がどれくらいあったかというのは、今の時点では集計できておりませんので、次回、ご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、資産上の価格は2,975万円ぐらいになっています。ただ、図書については、資産

上は減価償却がございませんので、購入価格がそのまま固定資産価格として計上されます。1900年代に買った本がほとんどですが、その当時買った価格がそのまま固定資産価格になっていまして、それをこの処分申請で価格から除却しますので、約2,975万円をゼロにするという処理をするということになります。

(佐々木委員)

今回の焼却の合計金額ですか。

(岡村事務局長)

合計の金額です。前回は説明しましたように、14回に分けて除却をしていますが、その14回、合計で約2,975万円です。

(佐々木委員)

この中には、厳密には取得・購入する際にかかった附帯費用も含まれている訳でしょうから。その費用は余り大きくはないでしょうけれども、極端な例として、海外から取り寄せた場合の費用であるとかいったものを、この中に含めて計上すると思いますが、その金額はさほどのことではないと思いますから、それは結構です。

(岡村事務局長)

寄贈等で価格が分からないものは、細則の中にもありますが、1円として計上するということになっています。価格が分かるものは、その購入価格がその価格になっております。

(加藤委員長)

その他、もしございましたら、お伺いしておきます。よろしいでしょうか。

それでは、本日いただきましたご意見を整理して、次回の議題等に関して考えたいと思います。ありがとうございました。

では、ここで大学側にお返しします。

3 閉会

(司会)

加藤委員長どうもありがとうございました。

次回の開催日ですけれども、10月27日土曜日、午後2時からを予定しております。皆様、よろしく願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして学長の野嶋より、ご挨拶申し上げます。

(野嶋学長)

委員の皆さん、本当にありがとうございました。本学の図書館に対して、大きな視点からのご助言もいただきましたし、非常に具体的なご助言もいただきましたこと、心から感謝を申し

上げます。私どもはできるだけ早く、来年の4月に向けて総合情報センターの改革プロジェクトを作り、それぞれの今日ご指摘いただきましたことを検討していければと思っているところです。そういう面では、いろんなご指摘に関しまして引き取らせていただき、また新たに考えていかなければならないと思っています。

もう一点、私どもは、大学の図書館としての使命に基づいて県民の方たちに貢献できればと思っています。オーテピアとの連携の中で地域にいらっしゃる専門職の方たちが、ぜひ本学の図書館を活用していただければと思っていますので、そういう方向性でも更に強化をしていきたいと思っています。

今日は本当にどうもありがとうございました。